

## 羽島都市計画地区計画の変更（羽島市決定）

都市計画岐阜羽島インター南部東地区地区計画を次のように変更する。

名 称		岐阜羽島インター南部地区地区計画				
位 置		羽島市上中町長間及び上中町中、江吉良町の各一部				
面 積		約52ha				
地区計画の目標		<p>本地区は、岐阜羽島インターの南に位置し、大規模な商業施設や業務施設の立地が進んでいる地区である。</p> <p>地区計画の策定により、無秩序な開発を防止し、必要な公共施設の整備を行いつつ、周辺の環境・景観と調和する良好な開発を誘導する。</p>				
及び 保全 の方 針	土地利用の方針	大規模な商業施設、業務施設として必要な公共施設の整備を行い、周辺の環境等と調和する土地利用の誘導を図る。				
	地区施設の整備の方針	適切な地区計画内交通の処理に向けて、主要な区画道路を適正に配置する。				
	建築物の整備の方針	大規模な商業施設、業務施設の地区形成を図るため、建築物の用途制限、建築物の敷地面積の最低限度の制限を行う。				
地区 整備 計画	地区施設の 配置及び規 模	種別	名称	幅員（m）	延長（m）	備考
		道 路	1号線	9.0	630	
			2号線	9.0	530	
			3号線	9.0	400	
			4号線	9.0	390	
	5号線		9.0	300		
	地区 の 区 分	地区の 名 称	流通産業業務地区	産業業務 地区A	産業業務 地区B	産業業務 地区C
		地区の 面 積	約26.3ha	約9.0ha	約7.9ha	約8.8ha
	建築物に 関する 事項	建築物の 用途の制 限	次の各号に掲げる建築物及びこれらに附属する建築物以外の建築物は建築してはならない。		次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。	
			(1)店舗、飲食店これらに類するもの。(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業を営む施設を除く。） (2)流通業務市街地の整備に関する法律(昭和41年法律第110号)第5条第1項第1号、第3号から第11号に掲げる施設 (3)製造業(日本標準産業分類に掲げる大分類E)で次の各号に掲げる事業に供する工場、研究所(研究棟、管理棟、医療棟等の施設)	(1)住宅 (2)共同住宅、寄宿舎又は下宿 (3)建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（に）項第4号及び（へ）項第6号に掲げるもの (4)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号及び同条第5項に規定する営業の用に供する建築物	(1)住宅 (2)共同住宅、寄宿舎又は下宿 (3)建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（に）項第4号に掲げるもの (4)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号及び同条第5項に規定する営業の用に供する建築物	

	(ア)医薬品製造業(165) (イ)電子応用装置製造業(296) (ウ)電気計測器製造業(297) (エ)通信機械器具・同関連機械器具製造業(301) (オ)電子計算機・同附属装置製造業(303) (カ)電子デバイス製造業(281) (キ)電子部品製造業(282) (ク)医療用機械器具・医療用品製造業(274) (ケ)光学機械器具・レンズ製造業(275) ( )は日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)に掲げる小分類の分類番号 (4) 自己用事務所			
建築物の敷地面積の最低限度	5,000㎡	10,000㎡	3,000㎡	5,000㎡
ただし、市長がやむを得ないと認めた場合においては、この限りではない。				

「区域、地区施設の配置は計画図表示のとおり」

## 理 由

民間企業が実施する開発行為による宅地造成、市が行う公共施設整備等と合わせて、適正な土地利用を図り、良好な市街地環境を形成するため、地区計画を変更する。